

**Q13： 任意継続組合員の2年間経過後，3年目はどこに入ればいいのですか？**

A13： 3年目は通常，国民健康保険（以下「国保」という。）になります。加入手続きは居住している市区町村の国保担当課で行います。3年目を迎える前に国保の加入に必要な「資格喪失証明書」をご送付します。